

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第五十二号

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

生活保護法の規定に基づく知事の権限に属する生活保護に関する事務の委任等に関する規則（昭和二十八年秋田県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十五条の四第二項」の下に「（法第五十五条の五第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四条に次の一号を加える。

十三 省令第十八条の九第一項の規定による進学準備給付金の支給の申請

第十四条の見出し中「就労自立給付金」の下に「及び進学準備給付金」を加え、同条に次の一項を加える。

2 県の福祉事務所長は、法第五十五条の五第一項の規定により進学準備給付金を支給し、又は支給しない旨の決定をしたときは、当該進学準備給付金の支給の申請をした者に対し、別に定める様式による決定通知書により通知しなければならぬ。

別表中第四十二号を第四十三号とし、第三十六号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三十五号中「就労自立給付金」の下に「又は進学準備給付金」を加え、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十四号を第三十五号とし、第二十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十七号中「第五十五条の六第一項」を「第五十五条の七第一項」に改め、同号を同表第二十八号とし、同表第二十六号中「第五十五条の五」を「第五十五条の六」に改め、同号を同表第二十七号とし、同表第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 法第五十五条の五第一項の規定により、進学準備給付金を支給すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。